

## 「助け合いの共済制度を守れ！ 10.7国会内集会」

### 一原状復帰できる法律改正と政省令を求める一

#### 基調提案

齊藤義孝

#### 1、自主共済とはなに？その社会的役割とたたかい

既に改正保険業法（以下、新保険業法とよぶ）施行から、既に約4年半が経過した。この法改正が、自らの存続にかかわる重大な問題であることを知った自主共済団体は、「共済の今日と未来を考える懇話会」を2005年12月に結成し活動を開始した。今日にいたる5年近い懇話会のたたかいは、厳しい情勢やここ数年の政局の激しい変動にさらされながらも、仲間の生活や生命にかかわる自主的な共済活動の灯を消してしまうことの無いよう、他の多くの自主共済団体や、制度共済や労働組合共済の団体、保険や共済の研究者と弁護士団体など、協力共同の活動を広げてたたかってきた。

日本社会の各分野で活動する諸団体が、自らの構成員の生命や健康、活動を集団の智恵と力で守るために、自主的な共済をつくってきたことは、江戸時代やそれ以前からの地域共同体などの助け合いの組織である、「講」や「結い」あるいは「無尽」などの（歴史的評価は別にしても）伝統の精神を、庶民的あるいは市民的な互助の精神で現代的な組織として作り上げたものである。それら「自主共済」と呼ばれる組織を、お上は（国や自治体は）、それを支援こそすれ潰してしまう行動をとることは、時代錯誤というべきだろう。なぜなら、国や多くの自治体財政が厳しい状況にある現状をみると、福祉充実に財政再建は必要として、市民や住民などの自主的な組織が自助の共済で仲間の助け合いを行なうことは、福祉分野等の財政負担の軽減を図ることにもつながり、その活動を支援こそすれ、その存続を危うくしまたは潰すなどは、時代の流れに逆行することである。

しかし現実には、新保険業法が多くの自主共済の存続を危機に陥れているのである。

#### 2、そもそも、改正保険業法（2006年4月施行）はなにを目的としたものなのか

1990年代のバブル崩壊と金融破綻の時代に、保険会社も経営破綻や経営危機に見舞われるところがあり、信用を失墜した会社も少なくなく、第三分野（医療保険）などで大きなシェアを占める米国などの外資系保険会社を買収されるところが相次いだ。同時にこの90年代前半から米国は、年次改革要望書や日米首脳会談などで、繰り返し日本の市場が閉鎖的であるとして規制緩和と市場開放を強力に要求し続けてきた。日本の歴代政権はこれらに応え、国内での構造改革路線を進め、米国などが要求する各分野で忠実に市場開放を進めてきた。その代表的なものは「郵政民営化」であったが、保険や共済までもが米国の年次改革要望書に挙げられていたのである。

2003年11月には、いわゆる「無認可共済」（実態はモグリの保険、無認可保険）の法規

制の要望書を保険業界が国に提出し、2004年1月には金融審議会でその法規制が検討課題になった。同6月の国民生活センターの「根拠法のない共済をめぐる現状等について」の発表や、同10月の総務省の「根拠法のない共済に関する調査」（今では非常に杜撰な調査であることが明らかに）の発表で地ならしがなされ、金融審議会での法案の検討が続けられて、2005年4月には「保険業法の一部を改正する法律」（新保険業法）が成立し、翌2006年4月には同法が施行された。国民への説明会は東京での一回開催のみ、政省令の発表とパブリックコメントの結果発表も法律の施行間際であった。もともと国会での同法の審議もオレンジ共済事件や、マルチ商法などの違法な共済を名乗る実態はモグリ保険などの被害から消費者、契約者を守るという論議が中心で、多数の自主共済がこの規制の犠牲になることなど全く想定も議論もされなかったのである。行政や官僚は、「消費者や契約者保護」を＜錦の御旗＞に掲げるが、その実態は規制を緩和して特定の業界や業者の利益を誘導し、逆に広範な国民の利益に反する法改正を行なうことも少なくない。この法改正も、日本の保険会社やACCJ（在日米国商工会議所、米国の保険会社大手も有力な構成団体）の要望や圧力があつたのは、かれらの要望書やホームページを見れば歴然としている。この新保険業法は、巨大化する制度共済（JA共済や全労済、生協共済など）を最終ターゲットとするための、第一段の共済規制として準備され、その後の「保険法」（保険「契約」法）改正、公益法人法改正へとつながっていくのである。しかし、2006年4月の保険業法改正は、膨大な自主共済を存続の危機に陥れたのである。

### 3、いま存続の危機にある、自主共済の真の救済とは

新保険業法改正の経過とその真の狙いを考えると、自主共済は本来規制の対象とすべきでないことは明らかで、いま現在自主共済の契約者を最大の危機に陥れているのは、この成立過程から大きな瑕疵を持った新保険業法そのものである。この法改正は、営利を目的とし社会的に消費者被害や契約者被害をもたらす、共済を名乗る違法業者のみを対象とすべきで、根本的に性格の異なる非営利で組織の構成員対象の＜仲間の助け合い＞の自主共済を巻き込むものであってはならないことは明白である。したがって、本来はこの法改正を、法改正以前の自主共済の運営が可能となるよう、法改正そのもののリセットが必要である。少なくとも、自主共済が2006年4月1日以前の運営が可能で、政省令の改正をすべきである。前の通常国会で提出された新保険業法の一部の再改定法案は、自主共済に対して「原状復帰」できない規制を残す、重大な弱点がある。この法改正が一步前進であると評価できても、残る規制によって多くの自主共済の運営の継続に困難を残すものであってはならない。わたしたちは、そのことを強く要求するものである。